## 〇公職選挙法

平成二九年一月一日以降有効な旧規定

第四九条①—⑥

五) 本則(平成二九・四・一二までに施行) ・公職選挙法の一部を改正する法律(平成二八・四・一三法二改正法令一覧

(で) 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶を他とよれば発達するものとして総務をいる。 で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船自(金) 第一次では、同項及び第一次である船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船自(金) 第一次では、同項及び第一項の場で選挙の当日前条第一項第一号に規定する船員をいう。」 法 「昭和二十二字法律第百号)第一条に規定する船員をいう。」 法 「昭和二十二字法律第百号)第一条に規定する船員をいう。」 法 「中国公司、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在 吾 東まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在 吾 投票管理者の発理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の 選挙の事業を開発している。 「日のせることができる。」 「日のせる」 「日のものものまる」 「日の

いては、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票につの作外選挙人を議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票について、衆議院議員又は

(略、改正後の90